

2020賃金確定闘争 一時金や諸課題について妥結を判断



10月20日 第1回拡大闘争委員会・総決起集会

2020賃金確定闘争 区長会の最終提案に対する わが組合の判断について

2020賃金確定闘争の経過

1. 新型コロナウイルス感染症の影響と、人事院・人事委員会勧告について

人事院は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、従来、一括して行つ検査を行うこととした。

一時金については、例年月例給に分け、2段階の調査を行つこととした。

一時金について

2. 定年延長をめぐる動向について

10月7日人事院は、国家公務員の一時金について、民間の支給割合との均衡を図るとして0・05月引下げ、年間支給月数を4・45月に改定するよう勧告した。

特別区人事委員会は、10月23日各特別区の議会及び区長に対し、特別区職員の一時金について、民間との均衡を踏まえ、年間支給月数を期末手当から0・05月引下げ、4・6月とする勧告を行つた。国に追隨する形ではあるが、特別区については、再任用職員も同様の引下げ勧告となつた。

3. 技能・業務系人事制度について

昨年度、国や他の自治体が引上げもしくは据置となる中で、特別区のみが引下

2017年の賃金確定交渉において、設置が可能とされた担当技能長だが、各に労使間で認識の違いがあ

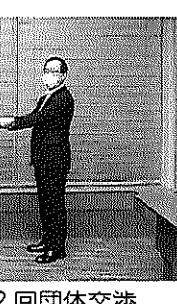


掃合清組東労
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円
編集企画・総務局乗
田口

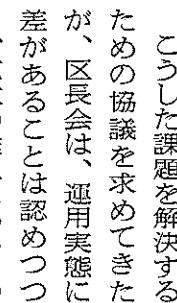
わが組合の綱領

一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
二、われわれは労働的社会的意義を顕揚し、都政の徹底的民主化を期す。
三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

2020年11月19日
第3回中央委員会



10月26日 第2回団体交渉



11月16日 区長会総会要請行動

2020年秋季闘争 特集号

こうした課題を解決するための協議を求めてきたが、区長会は、運用実態に差があることは認めつつも、拡大の途上にあるものとして、引き続き、情報提供をしつつ、必要に応じて、

意見交換を行っていくとい

う姿勢にとどまり、課題認

識には至らなかつた。

こうした課題を解決するための協議を求めてきたが、区長会は、運用実態に

差があることは認めつつも、拡大の途上にあるものとして、引き続き、情報提供をしつつ、必要に応じて、

意見交換を行っていくとい

う姿勢にとどまり、課題認

識には至らなかつた。

